軌 道法に 規定する国土交通大臣 \mathcal{O} 権限 に 属する事 務 で都道府県が処理するも の等を定め る政令等 \bigcirc

部を改正する政令案要綱

第一 軌 道 法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令の一 部

改 正

 \mathcal{O} 政令により都道 府県知 事 が処理することとされてい る事務のうち、 当該 K都道府! 県 \mathcal{O} 区 域 内の 軌道

を敷 設 いする地 が \mathcal{O} 指定都 市 \mathcal{O} 区 域内のみにある軌道に係るも 0 を、 指定都 市 \mathcal{O} 長が 行うも \mathcal{O} とするこ

と。

(第一条第一項関係)

二 その他所要の改正を行うものとすること。

第二 軌道法施行令の一部改正

ک 0 政令により都道 伊 用 知: 事 が 処理することとされてい る事務のうち、 当該 K都道府! 県の 区 域 内の 軌道

を敷 設 する地 が一 0) 指定都 市 \mathcal{O} 区 一域内の 4 に ある軌 道 に 係 るも 0) を、 指 定都 市 \mathcal{O} 長が ?行うも 0 とするこ

<u>ک</u> 。

(第一条第二項関係

軌 道法第三条の規定による特許の申請に際しては、 申請書の副本等を都道府県知事に提出するものと

すること。

(第一条第二項関係)

三 その他所要の改正を行うものとすること。

第三 都市鉄道等利便増進法施行令の一部改正

軌道法第三条の規定による軌道事業の特許を要する速達性向上計画に係る認定の申請に際しては、 申

請書 \mathcal{O} 副本等を都 道府県知事 (当該都道府県の区域内の軌道を敷設する地が の指定都市 の区域内 のみ

にあ る場合に におい ては、 当該: 指定都市の長) に提出するものとすること。

(第一条第二項及び第四項関係)

二 その他所要の改正を行うものとすること。

第四 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令の一部改正

軌 道法第三条の 軌道事業の 特許を要する軌道運送高度化 実施計 画等に係る認定の申請に際 しては、 申

請 書 \mathcal{O} 副 本等を都 道 府 県 知 事 (当該 都道府 県の 区域 内 \mathcal{O} 軌 道 を敷 設 いする地 が の指定都市 \mathcal{O} 区域内 のみ

に あ る場合においては、 当該指定都市 の長) に提出、 でするものとすること。

(第一条第二項及び第四項関係)

二 その他所要の改正を行うものとすること。

第五 都 市 \mathcal{O} 低炭 素 化 \mathcal{O} 促進に 関 はする法語 律施言 行 令 (T) 部改正

軌 道法第三条の特許を要する軌道 利便増進実施計画に係る認定の申請に際しては、 申請書 \mathcal{O} 副本等を

都道 府県知事 (当該都道府県の区域内の軌道を敷設する地が一の指定都市の区域内の みにある場合にお

いては、当該指定都市の長)に提出するものとすること。

(第六条第二項及び第四項関係)

二 その他所要の改正を行うものとすること。

第六 鉄 道 線 路 \mathcal{O} 道 路 ^ \mathcal{O} 敷 設 \mathcal{O} 許 可 手 続を定め る政 令 *(*) 部改正

ک \mathcal{O} 政令により都道府県知事が処理することとされ てい る事務のうち、 当該都道府県の区域内の鉄道

線路 が 敷設される道路 の区間が一の指定都市の区域内のみにある場合におけるものを、 指定都市 0) 長が

行うものとすること。

(第一条第一項関係)

二 その他所要の改正を行うものとすること。

第七 附則

ک 0 政令は、 令和四年四月一日から施行するものとすること。

(附則第一条関係)